

利用規約(出店者)

第1条 (目的)

株式会社アイエスディーマネージメント (以下「当社」という) は、「ISDオンラインモール」内で出店できるシステム (以下単に「システム」という) を提供し、出店者は、システムを利用して商品サービス・販売を行う。利用規約 (以下「本契約」という) は、当社が提供するシステムの利用に関し、当社と出店者との間の契約関係を定めるものである。

第2条 (定義)

- ①「ユーザー」とは当社が提供するシステムを利用する者及び出店者の商品を購入しようとする者をいう。
- ②「出店」とは出店者が本契約の内容に同意し、当社の提供するシステム上で当社より承認を受けた、サービス・商品をユーザーに対して販売する目的で情報及び商品の情報を掲載することをいう。
- ③「出店者」とは第3条に定める申込を行い、当該申込の承諾を当社から得たもので、システム上に情報が掲載される者をいう。
- ④「出店ページ」とは出店者の情報及びサービス・商品情報の掲載、当社及びユーザーからの連絡の送受信、その他各種設定を行うページをいう。
- ⑤「アカウント」とは出店者に対し当社が発行付与する出店ページ、及び当該出店ページにアクセスするために必要なID・パスワードをいう。
- ⑥「利用手数料」とは出店者が当社に対して支払う手数料をいい、サービス・商品の売上金額 (税込) に対して当社が別途定める料率を乗じた金額及びその他手数料をいう。

第3条 (申込)

- 1.出店を希望する者 (以下「出店希望者」という) は、本契約に同意したうえで、当社所定の方法により当社に対し申込を行わなければならない。
- 2.出店希望者の出店にあたっては、申込に対する当社の承諾が必要なものとする。以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、出店希望者の申込を拒絶することができるものとする。なお、当社が出店希望者の利用申込みを承諾した時点で、当社との間で本契約に基づく本システム利用契約 (以下「本契約」といいます) が成立するものとする。

- ①当社に対し、虚偽の情報を提供したとき
- ②関連法規に基づき特定の許認可を必要とする業種でその許認可を得ていない場合
- ③関連法規に反する営業行為・行政の指導に反する営業行為を行っていると思われる場合
- ④当社所定の審査基準 (なお、当社はかかる審査基準を開示する義務を負わない) を満たさないとき
- ⑤その他、システムをご利用いただくことが適当でないとき

第4条 (契約期間)

本契約の契約期間は毎月とし、当社又は出店者の別段の申し出がない場合は、自動で更新されるものとする。

第5条 (利用解約)

出店者は出店及びシステムの利用を停止する際は、翌月更新を行わない様、システム上で所定の手続きを行うことにより本契約を解約することができるものとする。

第6条 (出店ページの開設)

当社は、出店者に対し、出店ページを開設するとともに、出店ページにアクセスするために必要となるID及びパスワードを発行する (出店ページの開設日を以下「アカウント発行日」という)。

第7条 (出店ページ情報の入稿等)

- 1.出店者は、当社の定める規格に従い、アカウント発行日から合理的期間内に、サービスや商品についての情報等（以下「コンテンツ」という）を出店ページ上に制作する。
- 2.出店者は、前項のコンテンツの制作にあたり、次の事項を遵守するものとする。
 - ①一般社団法人ISD個性心理学協会からインストラクター等に提供されるテキスト・教材等の資料および協会ホームページなどに掲載されている画像・文章等の著作権は、すべて当協会または、これらの提供元に帰属します。これらを、提供元の事前の承諾を得ることなく他に転用し、第三者に提供し、または本規約が予定している範囲外の方法で出店者等 もしくは第三者の営業のために利用することはできません。
 - ②出店者が利用に際してかかる費用（コンピューター・ソフトウェア・インターネット回線・通信・その他）及び機器や場所代などは、出店者の負担とします。
 - ③第16条その他本契約等に反する表示をしないこと
- 3.当社は、出店者の制作したコンテンツを当社の裁量においてその内容及び表示を変更することができる。

第8条（クレームの処理）

- 1.出店者は、出店者が制作したコンテンツに関する第三者からの問合せ、クレーム等について、自己の責任と費用負担をもって誠実に対応するものとする。
- 2.出店者は、出店者が制作したコンテンツに関して第三者から損害賠償請求、その他提訴を受け、又はそのおそれがある場合、直ちにその旨を当社に通知し、出店者は自己の責任と費用負担によりこれを解決するものとする。この場合、当社が損害を被ったときは、出店者はこれを当社に賠償するものとする。
- 3.出店者は、当社に対して前項の通知をした場合に当社が当該通知の内容に関して追加の情報提供を求めた場合は、速やかに応じるものとする。

第9条（商品価格の設定）

- 1.出店者がシステム内で販売するコンテンツの価格（税抜）は、当社で価格設定された、または承認を得た価格で行わなければならない。なお、出店者は、店舗等提供価格を改定した場合には速やかにシステムにおける販売価格にも反映させるものとする。

第10条（申込を知らせる方法）

- 1.出店者は、本システムを利用するために必要なハードウェアおよびネットワーク並びに当社が推奨する環境等の設備を、自己の責任と負担により調達しなければならない。
- 2.出店者は申込が常時確認できる状態にセッティングするものとする。申込の見落とし、コンテンツ内容の誤り等は出店者の責任とし、当社は一切の責任を負わないものとする。

第11条（売上金の代理受領）

出店者は、当社に対し、出店者とユーザーとの間におけるコンテンツ売買契約の代金（以下「売買代金」という）を出店者に代わって受領する権限を付与し、当社は出店者に代わって当該代金をユーザーから受領する場合もある。

第12条（売上金の支払）

- 1.当社は、出店者のシステムにおけるコンテンツ売上金から利用手数料その他本契約又は当社と出店者の間で別途締結する契約に基づき当社から出店者に対して発生する費用等（以下「手数料等」という）を差し引いた金額を、当社が別途定める締日の属する月の翌月25日（以下「振込日」という）までに、出店者の届け出た金融機関に振り込むものとする。
- 2.出店者の届け出た振込先情報に誤りがあった場合、当社はその旨を出店者に通知し、出店者はすみやかに振込先情報を修正するものとする。

第13条（不正利用への対応等）

- 1.出店者は、自己の責任において、取引の安全性の確保に努め、当社が推奨する不正利用の防止措置を講じる等により、不正利用の防止に協力するものとする。
- 2.出店者は、申込を行ったユーザーが当該ユーザー本人以外であると疑われる場合または申込み等において明らかに不審と思われる場合は、当該申込の承認又はコンテンツの提供を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとする。
- 3.当社は、出店者とユーザーとの売買契約において、当社所定の調査により不正利用が発生しているまたはそのおそれがあると判断した場合、出店者に対してコンテンツの引渡しまたは提供を停止することを求めることができるものとし、出店者は当該求めがあった場合、直ちにこれに応じるものとする。
- 4.出店者は、不正利用が発生した場合は、必要に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し、実施する。また、出店者は、遅滞なく、当該調査の結果および策定した計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを当社に報告するものとする。

第14条（売上金を支払わない場合等）

- 1.当社は、出店者が行った本システムを利用して決済したコンテンツの販売について次の各号の一に該当した場合、出店者に対し、何らの責任を負うことなく、第12条に基づく支払いをしないことができるものとする。
 - (1)当社所定の手続によらない方法で決済を行った場合
 - (2)申込の内容が正当なものでない場合または申込の内容に不実不備がある場合
 - (3)ユーザーがクーリングオフ、支払停止の抗弁等、法律上または出店者との間の売買等の契約上の原因に基づき、出店者との売買契約を解除または取り消したことを理由として、ユーザーがカード会社（カードを交付もしくは付与し、またはクレジットカードサービスを運営する法人、団体をいう。）に対し、当該取引に係るコンテンツ商品代金の全部または一部を支払わない場合
 - (4)第8条に対してクレームが発生した場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (5)ユーザーにコンテンツ商品の引渡しまたは提供がなされていない場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合

第15条（調査協力等）

- 1.出店者は、当社が出店者に対し業務内容、本システムの利用状況、内容または売上処理の内容等、当社が必要と認めた事項に関して調査、報告または資料の提示を求めた場合、直ちにこれに応じるものとする。
- 2.出店者は、当社が法令に基づく報告等を行うにあたり必要な情報その他法令で報告が義務付けられた事項の提示を求めた場合、直ちにこれに応じるものとする。

第16条（禁止事項）

- 1.出店者は、以下の行為を行ってはならない。
 - ①契約不適合のある商品等の販売や提供を行うこと
 - ②提供不可能な商品の内容を登録する行為
 - ③手数料等をコンテンツ商品代金の提供価格に上乗せする行為
 - ④同一の商品について本システムを利用しない取引と比べてユーザーに不利な商品代金の価格を設定する行為
 - ⑤他人になりすまして本システムを利用する行為
 - ⑥ユーザーのコンテンツ商品の選定または購入の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
 - ⑦ユーザーに対し、コンテンツ商品代金以外の金銭で当社の関知しない金銭の請求をすること
 - ⑧知的財産権、パブリシティ権、肖像権、プライバシー権、人格権などの当社もしくは第三者の権利を侵害するまたは当社もしくは第三者の信用を毀損する目的または方法で本アプリケーションを利用すること
 - ⑨ISD個性心理学協会に関する書籍、テキスト、各種資料、キャラクター画像、映像等を無断でコピー・転載すること

- ⑩法令の定めに従反する行為又はそのおそれのある行為、公序良俗に反する行為
- ⑪ユーザー又は第三者の判断に誤解を与えるおそれのある行為
- ⑫当社、他の出店者、ユーザー又は第三者に対し、財産権の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- ⑬他の宣伝、外部Webサイトへのハイパーリンク、当事業と関係のない販売行為や無限連鎖講(ねずみ講)、リードメール、ネットワークビジネス関連(マルチ商法、マネーゲーム等を含む)、電話・FAX・電子メールなどを利用したサイト外取引についての優遇措置の表示、その他の方法によりユーザーをシステム以外の取引に誘引する行為。また、当事業内容等を利用して、霊的な発言や宗教勧誘と疑われる行為をすること。
- ⑭ユーザー又は第三者の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為
- ⑮システムの利用を通じて取得した電子メールアドレスに対し、システムを介さない方法により広告・宣伝を内容とする電子メールを配信する行為
- ⑯本契約終了後に、システムの出店ページの運営に関連し取得したメールアドレスその他のユーザー情報を利用する行為(広告・宣伝を内容とする電子メールの配信その他の勧誘を含むが、これに限られない)
- ⑰当社のサービス業務の運営・維持を妨げる行為又は当社の信用またはイメージを毀損(きそん)する行為
- ⑱売上の日付、金額その他の事項について不実のデータを作成する行為
- ⑲システムに関して利用し得る情報を改ざんする行為
- ⑳有害なコンピュータプログラム、メール等をアプリケーションに送信又は書き込む行為
- ㉑サーバその他当社のコンピュータに不正にアクセスする行為
- ㉒当社が別途禁止行為として定める行為
- ㉓本契約に違反する行為

2.出店者は、以下に定める商品等の販売をすることができない。

- (1)法令により販売が禁止されている商品等
- (2)取引に必要な許認可を得ていない商品等
- (3)犯罪を誘発するまたは誘発するおそれのある商品等
- (4)第三者の肖像権、著作権、知的財産法、その他権利を不当に侵害するもの、およびそのおそれがある商品等
- (5)ユーザーの安全・安心の観点から、著しく不適合と判断される商品の販売
- (6)プライバシーの侵害、差別を肯定・助長する可能性が高いと判断される商品の販売
- (7)第三者の権利を侵害するおそれのある商品等
- (8)当社が別途販売禁止として出店者に通知した商品等
- (9)本システムのイメージに合致しないと当社が判断した商品等
- (10)その他当社が取り扱いを禁止する商品等

3.出店者は、当社から要求を受けた場合、出店者が本契約を遵守しているかを当社が判断するために必要な情報を、速やかに当社に提出するものとする。

第17条(解約)

当社は出店者に対して出店者の利用を停止又は本契約を解除することができるものとする。かかる利用停止又は解除に起因して出店者に何らかの損害が生じた場合であっても、当社は、出店者に対し、何ら責任を負わないものとする。

第18条(非保証・免責)

- 1.当社は、システムに事実上又は法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含むが、これらに限らない)がないことを明示的にも黙示的にも保証しない。
- 2.当社は、出店者がアプリケーションを利用したこと起因して出店者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負わない。ただし、この損害が当社の故意又は重大な過失によって発生した場合はこの限りでな

く、この場合、当社は出店者に生じた通常かつ直接の損害について、この損害が発生した月に出店者が現に支払った利用手数料を上限として、これを賠償する責任を負うものとする。

第19条（機密保持）

出店者は、当社の機密情報（当社の顧客、製品、サービス、事業、技術、ノウハウ、アイデア、コンセプト等に関する一切の情報であって、その開示方法にかかわらず、当社が開示の際に秘密である旨を明示したものをいう）を秘密として保持するものとし、法令により開示が義務付けられる場合を除き、当社の書面による事前の承諾なく当該機密情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。

第20条（反社会的勢力の排除）

1.出店者は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員又は代理人（以下「関係者」という）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらの者と密接な関わりを有する者若しくはこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2.出店者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとする。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含むが、これに限らない）をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準じる行為

3.出店者が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、当社は、何らの催告を要することなく本契約を解除して、システムの提供を中止することができるものとする。かかる解除に起因して出店者に何らかの損害が生じた場合であっても、当社は、出店者に対し、何ら責任を負わないものとする。

第21条（解除、期限の利益喪失等）

1.当社は、出店者が次の各号の一に該当する場合、何らの通知、催告なしに、直ちに本契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができるものとする。

(1)本契約または当社と出店者との間で締結した他の契約に定める義務の全部または一部に違反したとき

(2)財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがなされ、または租税公課を滞納し督促を受けたとき

(3)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったときまたは解散（法令に基づく解散も含む）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき

(4)資本減少、事業の廃止、休止または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき

(5)法令等に違反したとき

(6)コンテンツ商品または出店者の販売方法に関し、ユーザーもしくは第三者から多数の苦情などが寄せられたときまたは当社が不適切であると判断したとき

(7)当社の信用を毀損したときまたはそのおそれがあると当社が判断したとき

(8)出店者と連絡が取れなくなったときまたは出店者の意思が確認できないとき

(9)出店者が死亡し、その相続人が本契約に定める義務を履行できないと当社が判断したとき

2.出店者が前項各号の一に該当する場合、出店者は、当社に対する全ての債務（本契約による債務に限定されない）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて相手方に支払うものとする。本条に定める契約の解除は、当社の出店者に対する損害賠償の請求を妨げない。

第22条（本契約の変更）

当社は、必要に応じ、公表又は出店者に通知する方法により、本契約を変更できるものとする。出店者は、本契約の変更後に引き続きシステムを利用した場合、本契約の変更に同意したものとみなす。

第23条（協議解決）

本契約に定めのない事項又は本契約の内容について疑義が生じた場合は、当社と出店者は誠意を持って協議解決に当たるものとする。